

〔別紙1〕 **鳥取県産乾燥材安定供給促進利子補助事業の
事務手続きについて**

1. 交付申請提出

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先へ郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

○この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先へ郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日

○この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先へ郵送又は持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先へ郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

実績報告書又は補助金等進捗状況報告書の内容を審査後、補助金を支払います。

資料提出・問い合わせ先

○県庁 森林・林業振興局 県産材・林産振興課(鳥取市) 0857-26-7308